

＜該 当 部 分 抜 粋＞

○防衛省訓令第10号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部
改正）

第7条 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（
平成24年防衛省訓令第5号）の一部を次のように改
正する。

別表第3第2項第2号へ中「独立行政法人農業・食
品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業
・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の
一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関
する法律（平成26年法律第67号）第148条の規
定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研
究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総
合研究機構を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。